

平成16年第1回藤岡市議会定例会会議録（第1号）

平成16年3月3日（水曜日）

議事日程 第1号

平成16年3月3日（水曜日）午前10時開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 市長発言
- 第4 議会運営委員会経過報告
- 第5 諸報告
- 第6 議案第1号 藤岡市等公平委員会委員の選任について
- 第7 議案第2号 藤岡市部設置条例の一部改正について
- 第8 議案第3号 藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について
議案第4号 藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について
- 第9 議案第5号 藤岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第6号 藤岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第7号 藤岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第8号 藤岡市税条例の一部改正について
- 第13 議案第9号 藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について
- 第14 議案第10号 藤岡市ゆったり館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 第15 議案第11号 藤岡市小口資金融資促進条例の一部改正について
- 第16 議案第12号 藤岡市公民館設置条例の一部改正について
- 第17 議案第13号 藤岡市立学校体育館使用条例の一部改正について
- 第18 議案第14号 藤岡市郷土資料館設置条例の廃止について
- 第19 議案第15号 藤岡市埋蔵文化財収蔵庫の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第20 議案第16号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第21 議案第17号 市道路線の廃止について
議案第18号 市道路線の認定について
- 第22 議案第19号 平成15年度藤岡市一般会計補正予算（第4号）
- 第23 議案第20号 平成15年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第24 議案第21号 平成15年度藤岡市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 第25 議案第22号 平成15年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

- 議案第23号 平成15年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 第26 議案第24号 平成15年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算(第2号)
- 第27 議案第25号 平成15年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第28 議案第26号 平成15年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)
- 第29 議案第27号 平成15年度藤岡市水道事業会計補正予算(第2号)
- 第30 議案第28号 平成16年度藤岡市一般会計予算
- 議案第29号 平成16年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 議案第30号 平成16年度藤岡市老人保健特別会計予算
- 議案第31号 平成16年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算
- 議案第32号 平成16年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第33号 平成16年度藤岡市学校給食センター特別会計予算
- 議案第34号 平成16年度藤岡市下水道事業特別会計予算
- 議案第35号 平成16年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第36号 平成16年度藤岡市簡易水道事業等特別会計予算
- 議案第37号 平成16年度藤岡市水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23人）

1番	安田 肇 君	2番	橋本 新一 君
3番	串田 武 君	4番	湯井 廣志 君
5番	斉藤 千枝子 君	6番	三好 徹明 君
7番	反町 清 君	8番	佐藤 淳 君
9番	茂木 光雄 君	10番	松本 啓太郎 君
11番	片山 喜博 君	12番	冬木 一俊 君
14番	神田 省明 君	15番	木村 喜徳 君
16番	針谷 賢一 君	17番	青柳 正敏 君
18番	坂本 忠幸 君	19番	塩原 吉三 君
20番	清水 保三 君	21番	隅田川 徳一 君
22番	大戸 敏子 君	23番	吉田 達哉 君
24番	久保 信夫 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	新井 利明 君	助役	関口 敏 君
収入役	堀越 清 君	教育長	岡田 要 君
企画部長	中易 昌司 君	総務部長	齋藤 稔一 君
市民環境部長	塚越 正夫 君	健康福祉部長	宇留間 修次 君
経済部長	荻野 廣男 君	都市建設部長	須川 良一 君
上下水道部長	堀口 寿 君	教育部長	金井 秀樹 君

監査委員

水越 清 君

事務局長

議会事務局職員出席者

事務局長	青柳 孝之	参事兼議事課長	田島 均
課長補佐兼			
	宮澤 正浩		
議事係長			

開 会 の あ い さ つ

議 長（松本啓太郎君） おはようございます。議会開会に先立ちましてごあいさつを申し上げます。

本日、平成16年第1回藤岡市議会定例会が招集になりましたところ、議員各位には時節柄公私ともに極めてご多忙の折、全員のご出席をいただきまして開会できますことを心から御礼申し上げます。

今期定例会は、平成16年度藤岡市行政の方向を示す最も重要な議会でありまして、提案されますものは、平成16年度藤岡市一般会計予算をはじめ議案37件でございます。いずれも市民生活に直結する重要案件でありますので、慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げる次第でございます。

なお、議事運営等まことに不慣れな私でございますが、誠心誠意努力いたす所存でございますので、議員各位の絶大なるご支援、ご協力を切にお願い申し上げまして、まことに簡単でございますが、開会のごあいさつといたします。

開 会 及 び 開 議

午前10時開議

議 長（松本啓太郎君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから平成16年第1回藤岡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議 長（松本啓太郎君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの16日間と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議 長（松本啓太郎君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において15番木村喜徳君、16番針谷賢一君、17番青柳正敏君を指名いたします。

第3 市長発言

議長（松本啓太郎君） 日程第3、市長発言であります。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 平成16年第1回藤岡市議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙のところご出席いただきまして、心より感謝申し上げます。

昨今の日本の経済情勢は、一部に景気持ち直しの動きがあると言われていますが、依然としてデフレ不況や不良債権問題など大変厳しい状況が続いております。こうした世相を反映してか、全国的に児童・生徒をねらった誘拐、傷害事件などが多発し、県内でも通り魔的な事件の発生や、また市内においてもスーパーや民家をねらった強盗事件が昨年から数件発生するなど、治安の悪化が心配されるところでございます。

当市といたしましてもこのような状況に対応するため、区長会の協力を得て安心・安全パトロールの実施や子供たちの身を守るため、防犯ブザーを全児童・生徒に無償貸与を行うなどの安全対策を実施してまいりました。今後も地域社会が一体となって、市民が安心して住める地域づくりに向け、防犯に対する啓発運動を推進してまいりたいと思います。

次に、平成16年度の予算編成についてであります。平成16年度を初年度とする国・地方財政の三位一体改革に伴う地方交付税などの削減により全国の自治体では財源不足が深刻化し、緊縮型の予算編成を余儀なくされております。当市におきましても地方交付税や臨時財政対策債など減額が見込まれ、予算規模を縮減し、行財政改革による予算全体の見直しを行い、予算の効率化と財政の健全化を進める一方、市民生活に直結した事業への重点配分を行い、子育て支援対策の強化をはじめ障害児福祉の充実、教育施策の向上、そして生活道路整備を推進する予算編成といたしました。今後も多くの市民の意見を聞く機会を広く設け市政運営に取り組むとともに、引き続き行財政改革に取り組み、財政の健全化を推進し、市町村合併をはじめ大きな転換期に直面している、この難しい局面を議員各位のご指導、ご協力をいただきながら対処してまいり所存であります。

また、本年は、昭和29年に藤岡市が誕生して以来、市制施行50周年の節目の年を迎えました。現在の藤岡市は多くの先人たちのご努力により大きく発展してまいりました。藤岡市誕生以来のこの半世紀を振り返り、より一層発展させるため、次の新しい都市の創生に向けて力を結集してまいりたいと思っておりますので、こちらにつきましてもご協力をお願い申し上げます。

本議会に提案申し上げましたのは、平成16年度一般会計予算をはじめとする議案37件であります。いずれも市民生活に関連した重要なものでありますので、慎重審議いただきまして、ご決定くださいますよう重ねてお願い申し上げます。開会のあいさつとさせ

いただきます。よろしくお願い申し上げます。

第4 議会運営委員会経過報告

議長（松本啓太郎君） 日程第4、議会運営委員会経過報告であります。議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長反町清君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 反町 清君登壇）

議会運営委員会委員長（反町 清君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過についてご報告申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により3月1日、委員会を開催し、本日招集となりました平成16年第1回市議会定例会の運営について協議したのであります。協議に先立ちまして市長及び担当部長から提出議案に対する概要説明を受けた後、議案の取り扱い方法、日程、会期等について協議したのであります。

議案の取り扱いにつきまして、今定例会に提案されますものは市長提出議案37件であります。それぞれ日程に従い、諸報告後、日程第6、議案第1号につきましては単独上程、単独審議、委員会付託及び討論を省略し、即決願います。日程第7、議案第2号、日程第9、議案第5号から日程第17、議案第13号までの9議案、日程第20、議案第16号、日程第22、議案第19号から日程第24、議案第21号までの3議案、日程第26、議案第24号から日程第29、議案第27号までの4議案、計18議案につきましては単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第8、議案第3号・議案第4号、日程第21、議案第17号と議案第18号、日程第25、議案第22号と議案第23号、計6議案につきましては一括上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第18、議案第14号、日程第19、議案第15号につきましては教務厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第30、議案第28号平成16年度藤岡市一般会計予算外9特別会計予算につきましては、一括上程、提案理由の説明後、総括質疑を行い、予算特別委員会を設置し、付託することに決定しました。

次に、3月15日、議事日程（第2号）、一般質問ですが、10人の議員から通告があり、通告順により行うことに決定いたしました。

次に、会期について申し上げます。会期につきましては、先ほど議長からお諮りして決定しましたとおり、本日3月3日から3月18日までの16日間とすることに決定しました。

次に、審議日程について申し上げます。本日は、これより議事日程に従い、議事を進め、議案の委員会付託まで行い、3月4日から3月14日まで休会とし、この間において教務厚生常任委員会と予算特別委員会を開催し、議案の審査を願います。3月15日と3月1

6日は本会議を開き、一般質問を行い、3月17日休会、3月18日に本会議を開いて、付託議案に対する各委員長報告、質疑、討論、採決をして、今期定例会を閉会と決定いたしました。

次に、休会中の委員会の日程について申し上げます。3月4日午前10時から教務厚生常任委員会を第2委員会室で、3月9日と3月10日は予算特別委員会を第1委員会室で午前10時から開催することに決定しました。

以上をもちまして議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（松本啓太郎君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

第5 諸報告

議長（松本啓太郎君） 日程第5、諸報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長（青柳孝之君） 報告申し上げます。

初めに、監査委員より平成15年度11月、12月、1月分の例月出納検査報告書が議長宛に提出されております。それぞれ議員控室に備えてございますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、今期定例会に提出されるものは議案37件でございます。

次に、前期定例市議会からの諸行事につきましては、お手元にお配りしました諸報告のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

第6 議案第1号 藤岡市等公平委員会委員の選任について

議長（松本啓太郎君） 日程第6、議案第1号藤岡市等公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 議案第1号藤岡市等公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

公平委員会は藤岡市と一部事務組合で共同設置されており、委員は3名で任期は4年となっております。この3月31日に宮下正男委員が任期満了となるため、その後任として武田孝信氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

武田氏は藤岡市上日野に居住されており、昭和18年3月生まれで61歳になります。主な経歴を申し上げますと、岐阜県の正眼短期大学を卒業し、僧侶の修行をされた後、昭

和39年4月から小学校教員として上野村立上野西小学校をはじめ市内の神流小学校、藤岡第二小学校、日野中央小学校等に勤務され、平成15年3月に日野西小学校を最後に定年退職されました。教員時代には青少年補導員として8年間にわたり地域の青少年の健全育成に尽力されるとともに、平成4年には少年消防クラブの指導に対し、消防庁長官表彰を受賞されました。また、教職の傍ら、実家であります上日野の養浩院の住職を兼務され、地域におかれましても温厚で誠実な人柄は住民の厚い信望を得ているところであり、公平委員として適任であると考え、ご提案申し上げるものであります。

以上、簡単であります。提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号については委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件については討論を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決しました。

これより採決いたします。議案第1号藤岡市等公平委員会委員の選任について同意を求めるの件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第1号藤岡市等公平委員会委員の選任について同意を求めるの件は、これに同意することに決しました。

第7 議案第2号 藤岡市部設置条例の一部改正について

議長（松本啓太郎君） 日程第7、議案第2号藤岡市部設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 齋藤稔一君登壇）

総務部長（齋藤稔一君） 議案第2号藤岡市部設置条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

人口の少子・高齢化が進み、子育て支援や少子化対策など新たな行政需要が生まれてきております。このような時代のニーズに即応した施策の実現に向け、当面必要とします行政組織の見直しを行うものでございます。

改正する主な内容といたしましては、子どもに関する施策を横断的かつ総合的に進めるため、従来、女性児童課、健康管理課において所管していた子どもに関する事務を集約し、健康福祉部に子ども課を設置するものでございます。このことにより、子育てのさまざまな負担に対する総合的支援を展開することで少子化対策につながることを目的としております。また、保育、教育サービスについても今回の機構改革で幼保の窓口を一本化し、幼児教育に一体的に取り組むものでございます。本案は、これらの変更に伴い関係各部の事務分掌の改正を行うものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願いを申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第2号藤岡市部設置条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

第8 議案第3号 藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について
議案第4号 藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について

議長(松本啓太郎君) 日程第8、議案第3号藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について、議案第4号藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 齋藤稔一君登壇)

総務部長(齋藤稔一君) 議案第3号及び議案第4号、藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正と藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正の2議案について、関連しておりますので一括して提案理由の説明を申し上げます。

厳しい経済情勢が続く中、藤岡市においても行財政改革に取り組み、行政運営の見直しをし、経費節減を進めているところであります。一般職員につきましても人員及び人件費の削減がなされておりますが、そうした中で特別職である市長・助役・収入役・教育長においても行財政改革の取り組みについて自ら市の行政に対する姿勢を示すため、今回の給与削減によりその責任の一端を果たしたいとの申し出が市長よりあり、助役・収入役・教育長も同様の意見でありましたので、給与支給額の減額の改正をお願いするものであります。施行期日につきましては平成16年4月1日よりお願いするものであります。

以上、簡単ではありますが、提案の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願いを申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第3号藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

木村喜徳君。

15番(木村喜徳君) 市長が就任早々に「財政非常事態宣言」というものを行いました。それから見ますとこの給与カットも賛成するところでもありますけれども、2つ質問させていただきます。

まず、なぜ5%という数字になったのか、この根拠です。それで、なぜ今なのか。非常事態宣言をしたのが就任早々でございます。もう折り返し地点の2年になろうとしていますが、それでも、この時期になったのか、この2点についてお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 総務部長。

（総務部長 齋藤稔一君登壇）

総務部長（齋藤稔一君） 最初に、私の方から5%の意味合いといいますか、この辺を説明させていただきます。

ご案内のとおり各市の特別職の給与につきましては、その市の規模においてまちまちでございます。そうした中で、当市の水準といいますと県下で7番目に位置づけがされております。これは議員報酬も同様な順位にありますが、そうした中で、現行の各種の給与の中で現在、沼田市が一番下位に位置づけをされております。その金額につきましては、月額88万円、そういうことで、その沼田市を下回る範囲で減額をする。結果的には県下で最低の報酬になるわけですが、その金額が5%の減額に相当する、このような位置づけをして5%ということにいたしました。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 木村議員から、なぜ今なのかというご質問でございますが、就任早々同様なことについていろいろ協議はいたしました。ただ、今年度人事院勧告等、職員に対してもかなり負担を強いているこの時期を絶対に逃すわけにいかないということで、今回の提案にさせていただきました。

議長（松本啓太郎君） 木村喜徳君。

15番（木村喜徳君） 5%の理由ですけれども、先ほどのこの議案の提案理由によりますと、職員その他いろいろに関して給与、その他が下がっている中で「責任の一端」という表現があったのです。今の説明を聞きますと他市の事情、その辺の給与の勘案ですか、そういうものを参考にしてやったという答弁なのですけれども、提案理由と今の説明の中で、ちょっとこの辺の答弁の食い違いというのが私はあると思うのです。

それで、私はこれは一般質問で確かに平成14年のときにしました。そのときに市長の方から「他市等の状況から勘案すると妥当な金額」という答弁があったのです。その辺から考えてみても、今の部長の答弁は整合性がないように私は思うのです。これでもう1回きちんと答弁願います。

それから、市長の今の答弁なのですけれども、人事院勧告、これは昨年も、もうここ何年か、3年くらいやっているわけです。市長が就任してからも今回が最初ではないわけで

す。それで、いろいろな補助金とか、そういうのもみんなカットという方向性で協議をして、実際、それが行われてきました。そういうことが先行して行われたのにもかかわらず、この時期になって5%削減というのは、私はちょっと腑に落ちないのです。するのであれば、若い市長ですから、自分で「決断と実行をモットーとしていく」という発言もありますので、そういうことを考えてみますと、もっと早くに私はしてほしかったような気がします。それがやはり市民を納得させて、新しい若い市長になって藤岡市を引っ張ってってくれるのだという考えの方にも私はつながってくると思いますけれども、時期に関しては残念なような気がします。部長の方の答弁をもう一度お願いします。

議長（松本啓太郎君） 総務部長。

総務部長（齋藤稔一君） 提案理由と私の答弁に食い違いがあるというような趣旨であるかと思いますが、私はそうしたふうには理解しておりません。といいますのは、減額をする以上は、1つの目安としてパーセンテージで減額をするということは当然のことだと思います。それと、この給与については、市長が自ら減額を申し出したわけですけれども、当然特別職の給与、これは市の三役、教育長、またそれ以外の議員等の特別職の歳費にも影響することです。そういう中で、各市の状況を見渡しながら位置づけをするのは当然のことと思っています。それが3%であるか、5%であるか、10%であるかというのは、自ら申し出た市長の考え方にほかならないものでありますので、提案理由の内容と先ほど答弁したことの食い違いがあるというふうには理解しがたいと思っています。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 木村喜徳君。

15番（木村喜徳君） 減額の数字については、私は多いとか、少ないとかということは申し上げませんが、「財政非常事態宣言」というものをやったわけです。それによって今回の減額措置が行われたと私、判断しています。その中で他市の状況を云々という理屈も私はわかります。それも1つの判断する基準にはなると思います。

しかしながら、今の発言の中で考えますと、藤岡市の状態を考えた中でどのくらいのパーセンテージに設定するかというのを優先させて、私は物事は判断すべきような気がするのです。だから、先ほど部長が言ったように他市のいろいろな状況を想定した中でやっていくというのも1つの案だけれども、どうも話を聞くと、それが前面に出ているような答弁に私には聞こえるのです。それで、市長の方から5%という話があって5%になったということなのですから、市長が5%とした最大の理由をお聞かせください。

議長（松本啓太郎君） 市長。

市長（新井利明君） 先ほど部長の答弁にもありましたが、他市との状況という中で、今回、3%、5%、10%というようないろいろな案を出して協議し、私なりにもまた考えてみ

ました。ただ、藤岡市というそれなりの群馬県の11市の中での大きさ、そしてまた他市との状況という、藤岡市だけが突出して下がってしまうと今度はまた他市に影響を及ぼすというようなことも言われております。そういう中で、私は、今回の削減につきましては5%が妥当だという判断をいたしました。

以上でございます。

議 長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第3号藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（松本啓太郎君） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第

36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第4号藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

第9 議案第5号 藤岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

議長(松本啓太郎君) 日程第9、議案第5号藤岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 齋藤稔一君登壇)

総務部長(齋藤稔一君) 議案第5号藤岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、国において地方独立行政法人法及び国立大学法人法が公布され、平成16年4月1日より地方独立行政法人が設立され、国立大学が国立大学法人へ移行することになりますので、このことに伴う条例の改正であります。

主な内容につきましては、職員の人事交流等が行われることが想定されるため、当該法人の職員の身分の取り扱いや在職期間を地方公務員に準ずる取り扱いができるよう規定の改正を行うものであります。施行期日につきましては、平成16年4月1日からの施行をお願いするものであります。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願いをいたします。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第5号藤岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

第10 議案第6号 藤岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議長（松本啓太郎君） 日程第10、議案第6号藤岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 齋藤稔一君登壇）

総務部長（齋藤稔一君） 議案第6号藤岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国において雇用保険法が改正され、失業者に対する各種の給付について、多用な早期就業促進のための給付として就業促進手当が設けられました。このことに伴い、企業職員についても雇用保険法における失業給付と同様の水準で支給できるよう、失業者の退職手当に関する規定の改正、また地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に伴う法律名の変更及び語句の整理をするため、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例につきまして改正するものです。

以上、簡単であります、提案の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願いを申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第6号藤岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

第11 議案第7号 藤岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議長（松本啓太郎君） 日程第11、議案第7号藤岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 齋藤稔一君登壇）

総務部長（齋藤稔一君） 議案第7号藤岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律及び地方公務員災害補償法施行規則

の一部を改正する省令の一部が改正されたことに伴う条例の改正であります。

主な内容につきましては、災害補償のための審査会への報告をしない場合や虚偽の報告をした場合の罰則の強化及び語句の改正をするものであります。施行期日につきましては、平成16年4月1日から施行し、別表第1の規定については平成15年10月1日から適用をお願いするものであります。

以上、簡単であります。提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願いをいたします。

議 長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第7号藤岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

第12 議案第8号 藤岡市税条例の一部改正について

議 長（松本啓太郎君） 日程第12、議案第8号藤岡市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 塚越正夫君登壇)

市民環境部長(塚越正夫君) 議案第8号藤岡市税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

昨年3月24日、参議院本会議において可決、3月31日に公布されました地方交付税等の改正に伴い、平成15年3月31日に専決処分し、同年5月14日の臨時議会に報告案件として提出し、承認されました藤岡市税条例等の一部改正の中で、附則第1条第4項に規定する施行期日が、平成16年4月1日からの改正については、昨年の12月議会に提出しました藤岡市税条例の全部改正の中で改正されないため、議会の議決を得る必要があることから、議案として提出するものであります。

主な改正内容は、地方税法第447条の改正に伴う規定の整備、軽自動車税の各種申告書様式の法定化に伴う規定の整備であります。なお、施行期日は平成16年4月1日であります。

以上、簡単ではありますが、提案の説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議案第8号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第8号藤岡市税条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（松本啓太郎君） 起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

第13 議案第9号 藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について

議長（松本啓太郎君） 日程第13、議案第9号藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） 議案第9号藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

乳幼児及び児童の医療費無料化対象年齢の拡充につきましては、少子・高齢化社会における子育て支援の一環として、保護者の医療費負担の軽減を図るため、平成15年4月より小学校第3学年まで無料化を行い、その後、より一層の子育て支援を図るため検討をまいりました。主な改正の内容につきましては、現在の小学校第4学年から第6学年までの入院の児童を対象とするものであります。

以上、簡単であります。提案の説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

冬木一俊君。

12番（冬木一俊君） 議案第9号藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について、質疑をさせていただきます。

まず、最初に市民環境部長の方にお聞きいたしますが、この福祉医療費支給の改正というのは、当初どのような経緯で、だれが提案者で始めた事業なのか、伺います。

それと、私の12月議会の一般質問に答弁した中では、小学校6年生まで、条件つきではあるが、通院、入院ともに無料化の方向で予算調整の検討を図っているという答弁をいただきましたが、わずか3カ月で、なぜ小学校6年生の入院のみの無料化になったのか、お伺いいたします。

議長（松本啓太郎君） 市民環境部長。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） お答えいたします。

まず、提案のことをございですが、先ほどもお話しさせていただきましたが、子育て支援という中で、市が支援できる場所はどこかということの中で、当然医療費の無料化とい

う問題が出てきたわけでございます。そういう中で、政策的にやらせていただいたという面もあるわけでございます。

それと、12月議会で議員ご指摘のとおり、小学校6年生まで入院、通院、この両方でやっていくということをお話しさせていただいております。確かにその方向で検討をしてみたいわけですが、その過程の中で財政的な問題、あるいは議員説明会等の中でも説明させていただきましたが、吉井町・鬼石町、こういう所についてはまだ医療費の無料化が進んでいないということの中で、当然、ある面では合わせていかななくてはならないということがあるわけでございます。そういう中で、藤岡市が、先ほどお話ししましたように小学校3年生までとしたわけございまして、また6年生まで今後延ばしていくという中では停滞ができないということの中で、今回、6年生まで入院のみを進めさせていただいたということでございます。

当然、今後につきましては合併という問題があるわけですが、そういう中でも藤岡市といたしましても、当初お話しさせていただいたように、入院だけでなく、6年生までの医療費の無料化というものを進めていかななくてはならないかというふうには思っておるわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（松本啓太郎君） 冬木一俊君。

12番（冬木一俊君） ただいま私の質問の中で、当初だれが提案者で始めた事業なのかという問いに対しましては、市の提案だということでございますが、私の認識としましては、新井市長が就任時に、将来を担う藤岡市の子供たちの健全育成を図るため、また親御さんの子育ての負担を軽くするためということで始めた事業だというふうに私は認識しております。

それで、最初に新井市長の方から中学生まで、まずは医療費の無料化を実施したいという決意を聞きまして、本当にできることだったら素晴らしいことだというふうに、再三私もこの場におきまして質問させていただきました。まず、事業は今年度から始めたわけですが、大変好評な事業だというふうに私は認識しています。ただ、残念なのが、所得制限をしているということで、25%の親御さんはそういう話は聞いていないと、すべての子供たちに平等に医療費無料化をしていただけるものだと思っていたということで、大変残念だという認識であります。

そこで、市長にお聞きいたしますが、当初3年間をめどにということでありまして、平成16年度が2年目に当たるわけでございます。本当に3年間で中学生まで医療費の無料化の拡充ができるのでしょうか。2回目の質問とさせていただきます。

議長（松本啓太郎君） 市民環境部長。

市民環境部長（塚越正夫君） お答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり3年間でできるかということでございますが、昨今の財政事情等を見ますと、当初の計画どおりにはなかなか進められないというのが現状でございます。そういう中で我々としますと、政策的なものでございますので、何とか一步でも3年間でできるように進めたいという努力はしておるわけでございますが、何せ非常に厳しい財政事情でございます。こういう中で一步でも進めればというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思っています。

それと、所得制限の問題でございますけれども、今、この制度、藤岡市の制度もそうですけれども、国のそういう制度等でもすべて所得制限ということの中で、あるいは受益者負担という中でやらせていただいているというのが現状でございます。そういうものを踏まえて、藤岡市でも所得制限をさせていただいているということでございます。今後につきましても所得制限等につきましてもはやっていきたい、そういう中で医療費の無料化を進めていきたいというふうに思っていますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 冬木一俊君。

- 1 2 番（冬木一俊君） 市長にという話だったのですけれども、担当の部長の方で答えてもらいました。ただ、答弁の中で財政的だとか、合併ということだと思っておりますけれども、そういった文言が入ってきて、非常に私は理解に苦しむわけでございます。と申しますのも、先ほどの木村議員の方の質問ではありませんが、市長の就任のときに地方交付税の大幅な減額や市税の方の減額というものが見込まれるということで、財政の非常事態宣言というものをやったわけでございます。にもかかわらず、この事業はきちんと市長が信念を持って遂行しようと思った事業ですよね。それがここで曲がるということは、3カ月経ってまたこういう問題が出てきたということは、一本、市長の信念というものがちょっと私は感じられません。疑問に思います。

それと、合併についてのすり合わせの中で、事務的な打ち合わせの中で、あまりにも藤岡市が突出できないという理由であろうと思いますが、これは藤岡市独自の特色を持ってきちんと事務処理をしていただければ、問題のないような事業だというふうに私は思います。合併、合併と言うなら全部が全部きちんと、この問題だけではなく、全部すり合わせでやってもらわないとつじつまが合わないと思うのですけれども、どうでしょうか。

市長、この問題につきましては、非常に私は、今回がっかりしているわけです。何で市民の皆さんにやると言ったものが、ただいま市長には答えてもらえませんでしたけれども、市民環境部長の答弁だとなかなか難しい状況になってきている、財政の問題、合併の問題、あらかじめこんなことはわかっているわけです。その問題について、市民が期待していることはきちんとやっていただきたい、また、議会答弁したことについてもできるだけ、事前説明会で私どもは聞きましたけれども、遂行を遵守してやっていかないと、私たち、議

会人として何を信じて議会報告をしたり、議会活動をしていいか、わからないという現状に陥るということも考えられるわけです。

その辺について、最後の質問になりますので、市長にこの問題についてもう一回だけお聞かせ願えますか、市長の任期のうちに中学生まで医療費の無料化を拡充できるのか、できないのか、それだけで結構ですので、お答えしていただければと思います。

以上、質問を終わります。

議長（松本啓太郎君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 冬木議員の私の任期中に拡充ができるのかどうかということでございますが、先ほど開会のあいさつの中でも述べさせていただきましたが、平成16年度を初年度として国の地方財政に対する三位一体の改革が実施されております。そういう中で、今後の藤岡市の財政計画、そういったものをしっかりと把握した上で進めていきたいというふうには考えております。市民の皆さんが、このことにつきまして大変ありがたいという意見を言ってくださっているというふうに、先ほど議員の言葉もありました。私のところでもそういう話を聞いております。一生懸命努力してまいりたいというふうに考えております。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

佐藤淳君。

8番（佐藤 淳君） この件については、先ほど冬木議員の方からる質問がありましたけれども、私の9月の一般質問に対しては、非常に財政状況が厳しい折、できませんというふうに市民環境部長は答弁をしたわけです。それで、3カ月経過した12月議会では、冬木議員に前向きに検討してやる方向でいるのだと答弁している。ですから、この3カ月の間に当然この方針を変える決定的な財政状況がよくなった理由があると思う。これは何なのか、まずその1点を最初にお聞きします。

議長（松本啓太郎君） 市民環境部長。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） お答えいたします。

今、議員のご指摘がありました、財政事情が非常に厳しいのでできないという話をしたということですが、私、今、ここに議事録を持っておりまして、この答弁ですと「当初3年間ということでございますが、財政事情等を考えると計画どおりに進めることは難しい。しかしながら、今後どう進めてよいか、現在検討をしているところです。」という答弁でございまして、しないということは言っておりませんので、ご理解をいただきたい。よろしく申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） 私もその議事録は何度も読んでいます。しかしながら、前後のニュアンスだとか、そういったものの中で、部長、あなただけがそう感じているのです。ほかの人たちはみんな、これは無理なのだというふうにとっているのです。ある意味で、そういうことを逐一全部言うのなら、それでいいですよ。そういう認識でいるのなら、では、今後については言葉、一言一句、全部ここでいろいろなことの中で、そんなことでなくて、本当に藤岡市民のために何が必要なのか、何をすべきかというところで議論しているのしょうから、今、そのことを持ち出してそう言うのなら、それはそれで結構ですよ。あなたに対しては、今後はそのことで全部やっていけばいいことだから。

そこで、私はここの議会で答弁したことは、冬木議員もこの件にちょっと触れましたけれども、私個人に答えているのではないのです。冬木議員に答弁しているのではないですよ。当然、これは藤岡市民に対して答弁しているわけですから、そういう認識はありませんか。今後もそんなことで、言うことがニュアンスが変わったり、本来の趣旨が変わったり、それで議事録にはこうに書いてあるとか、そんな小さなところで議論するのですか。もう一度この件について、きちんと明確に答弁していただけませんか。市民環境部長、その辺をどうあなたは考えているのか。

それで、しかるに市民環境部長が答弁したことは、イコール市長が答弁したということですから、当然これは市長の意思をあなた方が代弁しているということだから、よくそのことを考えて答弁してください。

議長（松本啓太郎君） 市民環境部長。

市民環境部長（塚越正夫君） お答えいたします。

まず、医療費の無料化でございますが、これは先ほどお話ししましたように少子化という問題の中で、行政としてどのようなお手伝いができるかということの中で始まったことでもありますし、当然市長の政策的なものもあります。こういう中で、我々としますと、どうすることが少子化の手助けになるかという、当然市民の方々の要望等もあるわけでございます。こういう中で、子育てをするのには、やはり医者の問題もある、こういう問題を市民の大切な子育ての一環として市としても協力できる、こういうことの中で物事を発想してきたわけでございます。

こういう中で、当初お話をさせていただいたように、計画的に中学まで進められればいいという状況でございましたが、当然そういう中では行財政改革という問題もありまして、なかなか計画どおりに進まないというようなのが現状でございます。ただし、これは市民の子育てという中で必要とされるということの中では、今後計画どおりに進めていくというのが我々の使命だというふうに思っておりますので、今後もこの問題につきましては当初の計画どおり進めるよう努力していきたいというふうに思っておりますので、ご理解を

いただきたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） どうも私が質問したこととは全く違う次元の答弁しか返ってこない。私はそういうことを質問したのではない。ですから、市長が自分の信念だとか理念だとかに基づいて、今、時代がこういうことだからこのことが必要だというふうに思って市長がやったのだと思うのです。しかしながら、経済状況だとか、いろいろな状況があるわけです。あえて、その子育て支援を目的としてやるのか、あるいは少子化対策もこれに加味してやるのか、どうせやるのならばいろいろな効果が出る方がいいわけですから、そういった中で少しでも掲げた目標に近づけるために、1度でできなければ、これは当然段階論しかない、しょうがないわけです。

そういった中で少しずつ少しずつ、一歩ずつこのことを実現していくために努力をしているのだ。だから、今回こういう形の中で、本来は6年生までやりたかったのだけれども、状況がこうだから入院のみで、それと所得制限についても、こういう理由だからこの所得制限を設けて少しずつ目指すものに近づけていくのだという答弁ならいいですよ。9月にああいうふうに答弁しておいて、12月で冬木議員に答弁して、結果がこうだ。その目標に少しでも近づけていきたいと思いますという姿が見られれば、結果はいいのです。

ただ、私の言っていることは、きちんとこの議会で言ったことにもう少々責任を持っていただきたいということなのです。きちんと今後この議場で、私どももそうですけれども、市民に対して説明しているわけですから、きちんと責任を持って答弁していただけるのか、そのことだけ1点確認させてください。それで終わります。

議長（松本啓太郎君） 市民環境部長。

市民環境部長（塚越正夫君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今、社会情勢が非常に悪化しているわけでございます。こういう中で、行政として何を手助けすることによって子育て支援、あるいは少子化の問題等が解決できるかという中で、我々の部署の中で最大限できることは医療費の無料化だというふうに思っております。これに対しましては、今後も当初の計画どおり、財政事情非常に厳しい折でございますけれども、政策として、あるいは市民の要望にこたえるために一生懸命やっていきたいというふうに思っております。当初の目的どおり遂行をしていきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 佐藤議員のご指摘のように、私もこの場での発言、そういったものは、ここにいらっしゃる議員の方ばかりでない、常にそれは市民全体に言葉を申し上げていると

いう理解であります。今後ともそういうつもりでこの議場に入って答弁をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

木村喜徳君。

1 5 番（木村喜徳君） この問題については一転二転しているのですけれども、これは財政に対して非常に将来的な見方が甘かったということは、もう私が考えているだけではないと思います。そこで、これは入院に当たっては大体どのくらいの人数を予定されるのか、これが1点です。

もう1つは、先ほどから財政云々のことを言っているのですけれども、市長がよく言っている公平という言葉がありますけれども、財政云々と公平云々、この場合、どちらを優先させているのか、これについてお聞かせください。

議長（松本啓太郎君） 市民環境部長。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） お答えいたします。

入院の人数でございますが、過去の推移を見ますと大体50件前後というふうに思っております。

以上、答弁いたします。

議長（松本啓太郎君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） ご質問の財政的な問題、私の常々言っている公平の問題ということで、どちらを優先するかというお話でございますが、私はどちらも大事だというふうに考えております。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 木村喜徳君。

1 5 番（木村喜徳君） 50件ぐらい想定されるということなのですが、これは入院に当たっても非常に重い患者さん、軽い患者さんがいます。要するに、費用が大変かかる人とかからない人といいます。通院に対しても、その内容によっては、非常にかかる人と軽い人がいる。もし、これが入院している方よりも通院の方の方がはるかに費用がかかった、そのようなときの想定というのは全然議論の中には入ってこなかったのですか。これが1点です。

市長が、今、藤岡市の財政と、市長が常々言っている公平ということで両方同等と考えているという答弁なのですけれども、そうした場合、この場合に所得制限という枠を設けたのですね。ですから、この場合には財政を優先させると考えるべきではないですか。こ

の議案に対してはそうではないですか。私はそう思います。同等に考えるのだったら、ほかのところから予算をこっちにつぎ込むべきですよ。それが同等ではないですか。これはもう一回答弁願います。

議長（松本啓太郎君） 市民環境部長。

市民環境部長（塚越正夫君） 入院と外来の関係でございますけれども、当初、予算を計画されておったときには、外来については約2,100万円ぐらいかかる、入院については450万円ぐらいかかるということでございまして、今、議員のご指摘のありました入院でも非常に難病、あるいは長期入院される方がおったときに医療費がこれで足りるか、足りないかという問題があるかと思うのですが、制度的に、当然重い病気にかかりますとほかの制度がありまして、ほかの制度を使うということの中で現在やっておりますので、市の入院に対する今までの推移というのはこのくらいの金額で足りるのではないかというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 市長。

市長（新井利明君） 現在の少子化傾向を勘案したときに藤岡市としてできる子育て支援、そういう子育て支援をこの医療費の無料化だけではなく、いろいろな形で子育て支援をやっていきたいというふうに考えております。そういう中で、所得制限を設ける中で財政的な方にウエートを置く方がいいのではないかというご指摘でございますけれども、これは財政的な問題もそうですけれども、公平としての市民の対応を考えたときに、所得制限を設けることも、これも公平のうちだというふうに考えて、この制度を創設させていただきました。

議長（松本啓太郎君） 木村喜徳君。

15番（木村喜徳君） 最初の予定では入院、通院に関係なく無料化という予定だったらしいのですけれども、この先々の見通し、要するに通院についても無料化、この見通しをひとつ教えてください。

市長の公平という意味の答弁なのでございますけれども、よく意味がわからないのですけれども、財政の非常に厳しい折、正直言って、どうにか苦肉の策で、私はこれをやったような気がするのです。通院も一緒にやりたかったと思うのですけれども、できないというのは何となくわかるような気がします。

しかしながら、先ほどの佐藤議員の話ではないのですけれども、議会の中できちんと答弁したことについては、それを全うするような努力をやはり、いろいろな市長を中心とした会議の中でしていただかなければ、私たちが幾ら質問をして答弁を聞き出したとしても、「ぬかに釘」ではないのですけれども、聞きました、答弁していただきました、これでは市民のための行政であり、議会ではなくなってしまうような気がしてまいりますので、その辺、きちんと答弁には責任を持って当たっていただきたい旨をしっかりと私の考えとしてお

伝えしておきます。

議長（松本啓太郎君） 市民環境部長。

市民環境部長（塚越正夫君） お答えいたします。

今後の見通しということですが、市民の要望も非常に高いということの中で、また、あるいは、今、社会情勢が非常に悪い中で、子供を育てる環境が非常に悪化しております。こういう中で、市の方でどういうことがお手伝いできるかということになりますと、当然医療費の無料化ということでもありますので、我々の今、考えておるところでは、今後計画どおりに進めていければいいというふうに思っております。当然これは、何度も言うようにすけれども、財政事情あるいは合併等の問題もありますが、こういう問題を踏まえながら一日でも早く当初の計画どおり実施できればいいというふうに努力はしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

吉田達哉君。

2 3 番（吉田達哉君） ただいまの議題となっております医療費の入院費を引き上げるとい、この関係なのですけれども、賛否両論いろいろあって、政策的な話から財政状況の話から、さまざまな分野で皆さんがこの問題に対して注目し、行く末を見守っている状況かというふうに考えるのですけれども、この状況を財政的な観点からいろいろな形で協議をするということなのですけれども、単に一般会計の中だけで済む問題ではないと思うのです。

医療が無料ということになりますと簡単な、本当に医者に行った方がいいかな、行かなくてもいいかなというところの人でも無料だから行った方がいいだろうということで医者に頼る、そういったこともあります。医者に行けば保険証を使うわけですから、それだけ今度は一般会計の持ち出しのほかに保険適用分ということで国保の圧迫、それから社会保険の圧迫、そういったものにもつながります。そういったことを十分勘案して、公平という言葉もいいのですけれども、行政はバランスが大事ですから、そこばかりに突出すると、市長の先ほど出た政策の話になりますと、政策はこれ一本で掲げてきたわけではないと思うのです。もっとほかにもたくさんの政策が掲げられていると思うのです。ですから、一つ一つ着実に財政状況を考えて、バランスを考えて、無理のない形で遂行していってもらうことが肝要なのかというふうに考えます。

それから、合併のことについても、これは本当に本気になって議論してもらわないと困る。これは、サービスの低下はしないというような形で合併をこれから進めていくわけですから、今、任意合併協議会に参加をしている吉井町、それから鬼石町、ここの児童も対象になるわけです。ですから、合併がもし可能になった後にはそこまでの財政負担のことまで考えないと、やりました、けれども財政的に困難になったのでやめますというような

ことになると、これは非常に市民に対して不安、それから行政に対しての不信、そういったものを感じさせる要因となりますので、非常に政策としてすばらしいものだとは思いますが、その辺を十分考慮しながら進めていかないと、どこかに無理を生じる。その無理を何らかの形でどこかで賄っていかなければならない。

そうすると、ある一部は優遇されるかもしれないけれども、今度はそのおかげでサービスを受けられない方々が、これとはまた別件で出てきてしまうと思いますので、その辺のバランスを十分考慮してやっていただけるのかどうなのか、その辺の答弁を総合的で結構ですからお願いしたいと思います。

それから、最近、少子化という形でテレビに非常に出るのですけれども、この医療費の無料化も少子化の対策の一環ということでございます。しかし、これは医療費を無料にしたからといって少子化に歯止めがかかるというふうには、私はちょっと考えられないのです。どういう観点から、育てやすくなるということはわかりますけれども、少子化と育てやすくなるというのは、また別の次元の話なのではないかというふうに考えられるのですけれども、その辺について、少子化をこれの例に挙げた要因としてどういうものが考えられるのか、市民環境部長の方から答弁いただきたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 市民環境部長。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） お答えいたします。

まず、医療費の無料化で、無料化になれば当然医者に行く数が増えるのではないかと、ということでございますが、議員ご指摘のように当然そういうことも予想されるわけでございます。医療費につきましては特別会計でやっておるわけでございますが、この無料化につきましても一般会計の方から支出するわけでございますけれども、やはり医療費の無料化で医者にかかるということになれば、当然一般会計の方から支出する分も多くなるということで、この辺については十分検討しなくてはならないというふうには思っております。

また、合併の問題でございますけれども、今、合併で吉井町と鬼石町とすり合わせをしておるわけでございますが、今、国保財政はどこの市町村でも非常に厳しい状況に置かれております。今、既に国保の税を上げなくてはならないという状況にまで来ておるわけでございます。こういう中で、当然合併を見込んだ中で各1市2町の中では財政的なものも将来的なものも見ていかななくてはならない、こういう中で一歩でも進めていきたいということは思っておるわけでございます。

また、少子化と医療費の問題でございますけれども、当然我々が計算した中でもそうですけれども、小さいときは非常に医者にかかるという率も非常に多いわけでございまして、

高学年になればかかる回数も少なくなるわけでございます。どうしても生活をする経済が衰退をしている中で、医療費というものが大きなウエートを占めるわけでございます。こういう中でも行政として、一部でも少子化の役に立てばということで、今後も計画どおり進めていって成果を上げていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。よろしくお願いたします。

議長（松本啓太郎君） 吉田達哉君。

2 3 番（吉田達哉君） ちょっと質問が悪かったのかどうか、よくわかりませんが、さっきの国保との関係なのですけれども、例えば医療費が無料でないときは、医者にかかっている人が100人なら100人だとします。行ってもただだということであってそこで10人増えると、それは当然その一般会計からの持ち出しも増えるのですけれども、保険適用分の7割、普通の換算でいくと7割ですが、その分は国保から出ていくわけです。だから、医者にかかる人が増えれば増えるほど国保は圧迫されるのです。

そうすると、今、国保の状況はどのようなのですか。もうそろそろ値上げしなければならぬ状況ではないのですか。だから、そういうことも考えないと、子供の医療費は無料になったけれども、国保の掛金が上がりましたとか、そういうことになるとバランスが非常に悪いのです。だから、その辺もよく考えてやってもらいたいという趣旨での質問だったので、もしその部分で答弁があれば、なければ結構ですけれども、もしあればしていただければと思います。

議長（松本啓太郎君） 市民環境部長。

市民環境部長（塚越正夫君） お答えいたします。

今、議員ご指摘のように、当然医療費の無料化ということになりますと、かからなくてもよい子供たちが予防にかかるということもありまして、当然人数も増えてくるということでございます。そういう中で、医療費というのは年々増加しておるわけでございます。こういう中で、国保は特別会計でやっておるのですけれども、議員ご指摘のように既に非常に厳しい状況にあるということでございます。当然、今後国保の事業会計等も報告させていただくわけでございますが、ここ数年、基金等の取り崩しをしておりますので、今後値上げという問題もあります。こういう問題の中で無料化とのバランスも今後十分に考えていかなくてはならないというふうに思っておりますので、総体的に今後は進めていきたいというふうに思っております。ご理解をいただければと思います。

議長（松本啓太郎君） 清水保三君。

2 0 番（清水保三君） 1点だけお聞きをしたいのは、国保の滞納者のうちの家族、その人たちはサービスは受けられるのか、どうなのか。

それから、もう1つは資格証の関係ですけれども、資格証の対象者の家族、これらもサ

ービスは、今、どうなっているのか、また今後どうなるのかもちょっとお願いをしたいと思えます。

議 長（松本啓太郎君） 市民環境部長。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたが、今、国保財政は非常に厳しい状況下の中で資格者証、短期ということの中で証書等を出してあるわけでございますが、これは制度的に滞納者に一日も早く納めていただきたいという制度でございますので、この制度と医療費の無料化というのは別に考えておりますので、子供の子育て支援という中では、これは滞納があっても対象になっていくということで理解をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

反町清君。

7 番（反町 清君） 大分皆さんが質問されたのですけれども、私はこの件に関しては、先ほど佐藤議員が言われたように、佐藤議員のときにはちょっと財政状況が厳しくてというご返答だった。そして、冬木議員のときにはまたということで蒸し返してきたというような形で我々は見ているのですけれども、やはりこの支援については、市長が就任のときに今後の将来を担う子供たちのことを考えて義務教育の医療費の無料化、これは第1番目に掲げているのです。その話を持っていったときに、では財政状況が厳しいからといって、どうして財政状況が厳しくて取り下げたのか、財政当局との打ち合わせがそんなに簡単にころころ変わるような、我々が勘定しているのは打算的なことだけれども、皆さんはプロですからね。わずか3カ月経つと答えが変わるようでは困る。それはもう佐藤議員も指摘しました。

けれども、今、いろいろ事情を聞いていると、財政状況の厳しいのはわかります。わかるのだけれども、市長は執行者としてこれを第1番目に掲げているのですから、全部長を相手にしてだって私はこれをやりますという信念がないのですか。少々の賞与や何か捨てたっていいのですよ。これをやると言ったらやってもらわないと、我々も安心して市長に任せられない。私は新井市長を応援しなかったのだけれども、佐藤議員は新井市長誕生に相当力を発揮した議員なのです。そのときにやらないと言っておいて、今度はやるという、そこらのウエート、市長を何だと思っているのですか。市長がこうやろうと言ったら、少々の努力をして知恵を絞って2,100万円、どこかから回せないですか。そういった努力を今までにした経緯があるのかどうか、お聞きします。

議 長（松本啓太郎君） 市民環境部長。

(市民環境部長 塚越正夫君登壇)

市民環境部長(塚越正夫君) お答えいたします。

当然市長の公約、政策の中で医療費の無料化というのは第1に掲げておるわけでございます。我々職員も当然その方向で進んでおるわけでございますが、先ほどから何度も言わせてもらって申しわけないのですが、財政事情あるいは合併の問題、こういうことで、急遽いろいろな対外的なものも変わってきた。それで、財政当局との協議でございますが、当然我々は自分のところにつきましては政策的なものであるということの中では、協議を何度もさせていただいたわけでございます。

そうしていただいた中で、最終的な結論が入院のみをしていこうと、そして最終的には今後政策どおりに無料化を当初の計画どおりに進めていきたいというのが我々の考え方でございますが、財政等の協議の中で、今、平成16年度につきましては方向として入院のみをやっていきたいという形が出たわけでございます。今後につきましても計画どおりに進むように財政当局との協議を進めていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いたします。

議 長(松本啓太郎君) 反町清君。

7 番(反町 清君) では、最後なのですけれども、市長にこの医療費の無料化、強い決意を再度お聞かせ願ひまして、私の質問を終わります。

議 長(松本啓太郎君) 市長。

(市長 新井利明君登壇)

市 長(新井利明君) ご質問にお答えします。

先ほども申し上げましたが、国の地方に対する財政計画、こういったものが非常に揺れておりました、そういう意味で財政的な問題というのが非常に大きなウエートを占めてくる。新年度、三位一体の改革に伴う地方交付税の計画、補助金の計画、そういったものが今後どういうふうに推移していくのかということを見きわめないとしっかりとした将来計画はできてこないというふうに思っております。そういう意味では非常に大事な時期ではあると思っております。

ただ、今、議員ご指摘の信念を持ってということでございます。私も信念は持っているということで自負しておりますので、そういう地方財政計画、そういったものも含めて検討していきたいと思っております。

議 長(松本啓太郎君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議案第9号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第9号藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

第14 議案第10号 藤岡市ゆったり館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について

議長(松本啓太郎君) 日程第14、議案第10号藤岡市ゆったり館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

(健康福祉部長 宇留間修次君登壇)

健康福祉部長(宇留間修次君) 議案第10号藤岡市ゆったり館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本年4月1日から中央公民館が廃止されることにより、その跡に藤岡市社会福祉協議会を移転して、全館福祉施設として事業に取り組んでいく考えでございます。つきましては、藤岡市ゆったり館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正することによりまして、福祉事業への取り組みやサークル活動団体への貸し館業務と浴場施設としての位置づけにより、市民皆様の利用に支障のないよう対応するものでございます。

内容につきましては、「ゆったり館」の相談業務を老人に限らず行うことと、施設利用料を浴場だけに限らせていただき、中央公民館において行っておりました貸し館業務につきましては従来どおり無料とするための改正でございます。

以上、簡単でございますが、提案理由とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

佐藤淳君。

- 8 番（佐藤 淳君） 議案第10号の関係なのですけれども、老人に対する各種相談業務ということで、この「老人に対する」という部分を削除して、それに限らずということらしいのですけれども、今まで老人の皆様からどんな相談があったのか、あるいは月にすると何件だとか、年間だとどのくらいだとか、その相談の内容、それらについてわかる範囲でご答弁をお願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 今、相談件数等については手元ございませんが、今現在「ゆったり館」の通称、市民プラザ、そこにおきまして社会福祉協議会の方で心配事相談及び結婚相談等を実施しています。そうした中におきまして、心配事相談につきましては老若男女を問わず、中の方で相談業務を承っております。また、結婚相談についても当然やっておりますが、内容につきましては、老人の方の心配相談、また、そのほかの方々に関する相談という形の中で承っております。

なお、件数につきましては後で佐藤議員の方へ提出させていただきたいと思っておりますので、よろしくご了承の方、お願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第10号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第10号藤岡市ゆったり館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

第15 議案第11号 藤岡市小口資金融資促進条例の一部改正について

議長(松本啓太郎君) 日程第15、議案第11号藤岡市小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長の登壇を願います。

(経済部長 荻野廣男君登壇)

経済部長(荻野廣男君) 議案第11号藤岡市小口資金融資促進条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

藤岡市小口資金融資促進制度は、群馬県と提携し、金融機関及び群馬県信用保証協会の協力を得て、小口事業資金の融資を促進することで市内中小企業者の振興を図るものであります。厳しい経営環境にある中小企業者の資金繰りを支援するため、平成15年度に限定して借換制度を設けたところであります。しかし、平成16年度についても経済情勢を考慮して県制度融資の借換制度を継続することに伴い、藤岡市小口資金に係る借換制度についても継続するものであります。

以上、簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第11号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議案第11号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第11号藤岡市小口資金融資促進条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

第16 議案第12号 藤岡市公民館設置条例の一部改正について

議長(松本啓太郎君) 日程第16、議案第12号藤岡市公民館設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

(教育部長 金井秀樹君登壇)

教育部長(金井秀樹君) 議案第12号藤岡市公民館設置条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

現在、生涯学習課と中央公民館の事務内容は、青少年育成事業や講演会、講習会等、ほぼ同じような事務事業を行っているのが現状であります。こうした類似した行事のため、市民が迷う状況が見受けられるのと同時に、過去の経過から市民の間では、藤岡公民館が中央公民館と認識されている方々も多く見受けられます。このため、事務事業を一元化し、事務所の位置を藤岡公民館に置くことによって生涯学習関係の総合窓口として、市民にわかりやすい体制にするものでございます。

なお、こうした事務処理体制は県内のほとんどの市も実施しているところでもあり、今後は地区公民館を含めた広域的な生涯学習の拠点として位置づけ、各種団体の協力をいただきながら事務を進めてまいりたいと思います。

以上、簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

冬木一俊君。

1 2 番（冬木一俊君） 議案第12号について、1点質疑をさせていただきます。

この条例が改正された場合については、2つの公民館が1つになるということで、館長が1人になるということです。そうなった場合について、中央公民館の管理運営は今後どうされるのか、この1点だけお聞かせ願います。

議長（松本啓太郎君） 教育部長。

（教育部長 金井秀樹君登壇）

教育部長（金井秀樹君） お答えいたします。

この条例は、内容を見ていただくとわかりますが、中央公民館を廃止してしまいますので、中央公民館長がなくなります。したがって、今まで主館と言っていましたけれども、各公民館それぞれが現行のままの館長で、中央公民館長1人がなくなるという、そういう改正でございます。

議長（松本啓太郎君） 冬木一俊君。

1 2 番（冬木一俊君） そうしますと、職員については現状のままでという解釈でよろしいのですか。

議長（松本啓太郎君） 教育部長。

教育部長（金井秀樹君） お答えいたします。

中央公民館長1人が少なくなりますから、職員の減ということになります。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

大戸敏子君。

2 2 番（大戸敏子君） 公民館設置条例、議案第12号についてですが、質問ということでもないのですけれども、さっき部長の説明の中で、中央公民館と藤岡公民館と間違えている向きがあるというようなことをおっしゃいました。私も数年前に、藤岡公民館の前でひったくりがあって、その人がけがをして公民館に入ってきました、ちょうどその公民館に二、三人で集まって会議をしていましたので、方々に電話して救急車、それから警察、それからその人の家族の家とかに連絡して、その人を寝かせて、いろいろ手当てというほどでもないですが、したことがあるのです。

そのときに私は110番したのですけれども、「藤岡公民館でこういうひったくりがあったのでぜひ来てください。」と言いましたら、それが藤岡公民館と言って通じないのです。向こうは「中央公民館でしょう。」と言うから「いいえ、中央公民館は別の所です。ここは藤岡公民館です。」と何度言っても通じなくて、「どうして藤岡警察の北側にある藤岡公民館がわからないのですか。」と、最後はもう怒ったのです。そうしたら、「ここは県警なのです。」という話なのです。それで、県警が全部そういうニュースを集めて、それから藤岡市の警察署に連絡する、そういう形らしいのです。それで、県警の人が見ている地図とい

うのは昔の地図というか、公民館が名前が変わったということが届いていなかったのです。それですごく時間がかかってしまいまして、これでは何のための110番かわからないなと思ったのです。

要するに、こういう公共的な建物というのは、そういう通報のときの目印になりますし、このときは、もうずばりその前であったことなので、そういうときに通じないと困りますので、こういう名称変更とかあったときには、必ずそういう届ける先には漏れなく届けて、地図の変更をしてもらわないと、またそういうこともあると困ります。一応中央公民館が離れて、今度またなくなるということで、いろいろ不都合が起きると困りますので、その辺の通達をぜひ漏れないようにしていただきたいと思います。それだけです。

議長（松本啓太郎君） 教育部長。

（教育部長 金井秀樹君登壇）

教育部長（金井秀樹君） お答えいたします。

周知の方法につきまして、当然各種団体・利用者団体、あるいは広報等を通じてこういうことを周知していくつもりでございます。議員ご指摘のように、各関係諸団体にも連絡をして周知していきたいというふうに考えております。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第12号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第12号藤岡市公民館設置条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（松本啓太郎君） 暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第17 議案第13号 藤岡市立学校体育館使用条例の一部改正について

議長（松本啓太郎君） 日程第17、議案第13号藤岡市立学校体育館使用条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

（教育部長 金井秀樹君登壇）

教育部長（金井秀樹君） 議案第13号藤岡市立学校体育館使用条例の一部改正について、説明申し上げます。

藤岡市では生涯スポーツの普及、振興を図るため、市内小・中学校16校の学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で児童・生徒、ほか広く一般市民の方々に登録制で利用いただいております。今回の改正する内容といたしましては、現在の学校体育館使用料が午前・午後・夜間の3段階に区分されております。一方、登録団体の利用時間を見ますと、年間を通してほとんどの団体が夜間に利用しているのが現状であります。そこで、午前・午後・夜間の使用区分を改め、1時間単位での使用料金とし、多くの市民が利用できるよう本条例の一部を改正するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願いを申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 体育館の使用条例の一部改正について、お尋ねいたします。

この現在の使用料、9時から12時まで3時間と12時から17時まで5時間、17時から21時まで4時間、この3段階で今の料金体系ができておりますが、この時間帯で使用料を徴収するという今回の条例改正をしようとしているわけでございますが、3点ほどお尋ねいたします。

9時から21時まで、これは同料金ということで、昼間使う者と夜使う者と照明器具、

また諸条件がいろいろ違うと思われませんが、なぜ同料金なのか、その根拠をお示し願います。

次に、1時間未満の使用料金ということで、使用時間は1時間半もあれば2時間半というときもあると思います。この使用料というのは1時間単位となっておりますが、1時間未満のときはすべて切り捨てにするのか、その点をお伺いいたします。

3点目に市内と市外というので、この400円と800円というような料金区分になっておりますが、この使用する者というのがすべて市内の者とは限らないと思います。この市内・市外のチームの練習試合等があると思います。どちらの使用料を徴収するのか、また、使用の申し込みによってそれを判断するのか、その3点をお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

議長（松本啓太郎君） 教育部長。

（教育部長 金井秀樹君登壇）

教育部長（金井秀樹君） お答えいたします。

なぜ同一料金かということでございますが、現在の料金体系は午前が1,500円、午後が2,000円、夜間が2,000円というふうになっております。したがって、今回改正いたしますと、時間割にしますと、午前については100円上がってしまうという形になります。それから、午後・夜間につきましては、時間当たりで改定しても同じものです。それで、趣旨は、午前・午後という4時間単位で貸しますと、例えば2時間で終わったときに次の団体が、もう初めに入っていますので、利用できない。したがって、そういう便宜を図る意味でも改正の趣旨はあります。料金の統一ということで、市民に負担増を求めないという観点から、そういうふうにしたと理解いただきたいと思います。

それから、時間未満ですが、これは使用申し込みが団体で調整して使用申し込みをしますので、たとえ30分であっても1時間分はいただきたいというふうに考えております。

それから、市外・市内の一部の人ということで、登録団体の中に市外の方がいらっしゃるとしても、それは市内の人が登録団体であれば、当然市内の料金でいただきます。市外の方が特別に使う理由といたしましては、例えば市外の方が講演会になかなか場所がないので貸してほしいというような事例以外は、ほとんど市外の方の使用実態はございません。

以上です。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第13号藤岡市立学校体育館使用条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

第18 議案第14号 藤岡市郷土資料館設置条例の廃止について

議長（松本啓太郎君） 日程第18、議案第14号藤岡市郷土資料館設置条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

（教育部長 金井秀樹君登壇）

教育部長（金井秀樹君） 議案第14号藤岡市郷土資料館設置条例の廃止について、ご説明申し上げます。

藤岡市郷土資料館は、昭和52年に旧藤岡税務署の敷地と建物を借用して開館いたしました。約5,000件の資料を収集し、貴重な郷土資料を保存するとともに、市民の郷土愛を育てる上で大きな役割を果たしてまいりました。しかし、建物が築50年を経て老朽化が著しく、雨漏り等により資料の保管管理に重大な支障を来しております。こうした状況を改善するべく、白石地内に（仮称）藤岡市郷土博物館の建設を計画し、平成15年8月、付属施設として埋蔵文化財収蔵庫が竣工いたしました。現在、考古遺物に関しては、既に埋蔵文化財収蔵庫に移転しており、民俗資料についても、もとの文化財保護課収蔵庫に移転する予定になっております。以上の経過により、郷土資料館を廃止させていただくものでございます。

簡単であります。提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいま

すようお願い申し上げます。

議 長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第14号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり教務厚生常任委員会に付託いたします。

第19 議案第15号 藤岡市埋蔵文化財収蔵庫の設置及び管理に関する条例の 制定について

議 長（松本啓太郎君） 日程第19、議案第15号藤岡市埋蔵文化財収蔵庫の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

（教育部長 金井秀樹君登壇）

教育部長（金井秀樹君） 議案第15号藤岡市埋蔵文化財収蔵庫の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

埋蔵文化財収蔵庫は、毛野国白石丘陵公園の中核施設として位置づけられた（仮称）郷土博物館の附属施設として、埋蔵文化財センター国庫補助金を受けて平成14年・15年の2カ年で建設したものでございます。施設は、市内の発掘調査で出土した出土品等を保護・保存し、これら資料の活用を図る展示や、それに必要な普及活動を行うため設置するものであります。

建物は鉄筋コンクリートの平屋造り、面積1,606.3平方メートルで、出土品を保管するための収蔵室を中心に展示室・学習室を備えた施設であります。本年7月からオープンする予定であります。今後この施設を管理運営していくため、本条例の制定をお願いするものでございます。

簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

青柳正敏君。

17番（青柳正敏君） 議案第15号の藤岡市埋蔵文化財収蔵庫の設置及び管理に関する条例の制定について、この中で第9条について、ちょっとお伺いしたいと思います。

これは貸し出しについての条項でありますけれども、この「文化的活用のための公開または教育の用に供する場合」というふうにあります。この「教育の用に供する場合」というのはどのような状態かということ、これに貸し出すもの、文化財として価値のあるものを貸し出すということになると思いますけれども、どの程度の範囲のものまで、かなり貴重なものもこういった対象になるのではないかと思いますけれども、教育のためというような中で普通の小・中学校なり、または他の市においてのこういった文化的な企画展ですか、こういったようなものとか、いろいろな範囲があるかのように思うのですけれども、こういったものか、詳細説明をお願いします。

議長（松本啓太郎君） 教育部長。

（教育部長 金井秀樹君登壇）

教育部長（金井秀樹君） お答えいたします。

まず、教育のためという問題につきましては、当然学校の社会科教育とか歴史を学ぶときに貸し出すことを想定しております。また、市外等に貸し出す貴重な資料でございますが、例えば国の重文のようなものになりますと、相手先がそれなりの保管ができる、あるいは展示ができる設備が整っている場所というふうに限定されると思います。ですから、言いかえますと、学校の勉強にはそれぞれ、例えば石器だとか、そういうものについては先生方をお願いして大切に扱うようお願いする。大切な、それ以上もっと重要な文化財になりますと、相手方の施設の管理、そういう状態を見きわめた上で貸し出していきたいというふうを考えております。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第15号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり教務厚生常任委員会に付託いたします。

第20 議案第16号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更について

議長（松本啓太郎君） 日程第20、議案第16号群馬県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 齋藤稔一君登壇)

総務部長(齋藤稔一君) 議案説明に入る前に、申しわけありませんが、お手元の議案書の訂正をお願いしたいと思います。提出月日につきまして、「平成15年3月3日」というふうになっております。「平成16年3月3日」が正しいということで、訂正をお願いいたします。初歩的なミスでまことに申しわけございません。

提案理由の説明に移ります。議案第16号群馬県市町村総合事務組合同規約の変更について、ご説明申し上げます。

本件は、群馬県市町村総合事務組合同規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により規約を変更するものであります。変更の内容につきましては、市町村合併が行われる場合の群馬県市町村総合事務組合における組合財産の処分方法を組合同規約に定めるため、規約を変更するものであります。

以上、簡単であります。提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議案第16号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第16号群馬県市町村総合事務組合同規約の変更について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

第21 議案第17号 市道路線の廃止について

議案第18号 市道路線の認定について

議長（松本啓太郎君） 日程第21、議案第17号市道路線の廃止について、議案第18号市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 議案第17号市道路線の廃止について、ご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます市道路線の廃止は1件、2路線でございます。市道4044号線及び市道6684号線でございますが、寄付行為に伴い、路線の廃止を行い、再編成する必要がありますので、議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第18号市道路線の認定について、ご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます市道路線の認定は1件、13路線でございます。市道4044号線、市道4670号線から4673号線、市道6684号線、市道6719号線から6724号線及び市道7579号線でございますが、藤岡市道路受け入れ基準に基づき、市が寄付を受けた道路及び寄付行為により路線の再編成の必要が生じたための道路であります。

以上、1件、13路線の管理をしていくに当たりまして路線認定をする必要がありますので、議会の議決をお願いするものでございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第17号市道路線の廃止について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第17号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第17号市道路線の廃止について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号市道路線の認定について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第18号市道路線の認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。